

学校法人寄附行為変更認証書

学校法人 コングレガシオン・ド・ノートルダム

令和 8 年 2 月 9 日付けで申請のあった寄附行為の変更を、私立学校法第 108 条第 3 項の規定によって認可します。

令和 8 年 5 月 19 日

文部科学大臣 松本 洋平

この謄本は、原本と相違ないことを認証します。

令和 8 年 5 月 19 日

文 部 科 学 省

(公 印 省 略)

(様式第 1-2)

学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム

寄附行為変更認可申請書

令和 8 年 2 月 9 日

文 部 科 学 大 臣 殿

福島県福島市花園町 3 番 6 号

学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム
理 事 長 西 内 み な み

このたび学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダムの寄附行為を別紙のように変更したいので、私立学校法第 108 条第 3 項の規定によって認可されるよう、同法施行規則第 44 条の関係書類を添えて申請します。

寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、桜の聖母学院高等学校に全日制課程普通科のみを設置していたが、同高等学校に通信制課程普通科を設置することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 現行の寄附行為第4条第2号に定める桜の聖母学院高等学校の設置課程に、通信制課程普通科を加える。

(事由) 桜の聖母学院高等学校に通信制課程普通科を新たに併設するため。

2. 附則として、次の附則を加える。

附 則

令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

以上

桜の聖母学院高等学校通信制課程設置に係る

寄附行為変更認可申請書の新旧対照表

新	旧
<p>(途中省略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程普通科、<u>通信制課程</u> 普通科</p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p>(5) 桜の聖母学院幼稚園</p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p>(途中省略)</p>	<p>(途中省略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 桜の聖母短期大学 生活科学科、キャリア教養学科</p> <p>(2) 桜の聖母学院高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 桜の聖母学院中学校</p> <p>(4) 桜の聖母学院小学校</p> <p>(5) 桜の聖母学院幼稚園</p> <p>(6) マルガリタ幼稚園</p> <p>(途中省略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 令和7年3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、この寄附行為の定めるところにより、評議員のうちから選任された理事及び理事のうちから選任された評議員については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。</p> <p>3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。</p> <p>4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の</p>	<p>附 則</p> <p>1 令和7年3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、この寄附行為の定めるところにより、評議員のうちから選任された理事及び理事のうちから選任された評議員については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。</p> <p>3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。</p> <p>4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の</p>

期間とする。ただし、当該期間の満了の時
が令和9年度の定時評議員会の終結の時以
後である場合は、当該終結の時までとす
る。

5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従
前の例による。

附 則

令和 年 月 日文部科学大臣認可のこ
の寄附行為は、認可の日から施行する。

期間とする。ただし、当該期間の満了の時
が令和9年度の定時評議員会の終結の時以
後である場合は、当該終結の時までとす
る。

5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従
前の例による。

(新 設)